

金融審議会資金決済ワーキング・グループ 第4回

「AML/CFT の観点における前払式支払手段に関する論点」についての意見

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

1. 【論点1】（クレジットカードと番号通知型電子移転可能型前払式支払手段の比較）について

数千万円規模の高額なチャージを可能とする国際ブランドの前払式支払手段の存在については不知であるが、新たに転売が行われた場合の利用凍結や注意喚起等の体制整備を行うこと（本ワーキング・グループ第3回資料2-2、15頁）、現行の事務ガイドラインにより求められている詐欺被害防止措置等により、一定の対応がすでにされているものとする。

同じリスクには同じ対応を求めることが原則との指摘については、前払式支払手段を譲渡しても換金性のある商品の購入をしなければ犯罪収益の移転を成し得ない点で、為替取引と異なるものである。クレジットカードとは現金化の手法が同じであるとしても、チャージ時にそれを捕捉する手段が存在する（具体的にはコンビニエンスストアの ATM でのチャージ時の防犯カメラ映像等）ことなども踏まえれば、同じリスクといえるかは、論点2に関する詳細なデータなども踏まえて、より具体的に検討をしなければ判断できないと考える。

2. 【論点2】について

電子移転可能型前払式支払手段のサービスから犯収法上の本人確認を経て資金移動業のサービスに移行した利用者の中に反社会的勢力と評価される者が確認されたとのことであるが、その数はどの程度であるか明確にしていきたい。大手資金移動業者においてもごく少数であるとの意見もあるところ、少数存在したというだけでは、規制の必要性が高いとまでいえるか。なお、反社会的勢力であるユーザーが前払式支払手段のサービスから資金移動業のサービスに移行しようとしたという事実そのものが、その意図は不知であるものの、反社会的勢力の行いたいことが電子移転可能型前払式支払手段のサービスの中では行えないことの有力な証左とも考えられる。

3. 【論点3】について

本人確認の実施有無によって結論が大きく左右されるというより、取引の態様のモニタリングを実施・強化することによって、不正な目的で利用されていないかをしっかりと判断することが重要と考える。なお、イについては、不正な資金移動や価値移転を目的として口座を開設する者が正直に口座開設目的を申告することは考えづらく、実効性あるモニタリングにつながるかどうか不明である。

なお、個人間の価値移転・個人による送金を前提とした場合、現行の事務ガイドラインの要請どおり、通常の個人による利用では考えづらい態様の取引等についてモニタリングの対象とすることで、口座開設目的を把握せずとも実効性のあるモニタリングを行うことが可能である。

4. 【論点4】について

「高額電子移転可能型前払式支払手段」について、本人確認を求めることには懸念があり、前払式支払手段が持つ簡便な決済手段としての機能を損なわないようにする必要がある。まずは、前記の第3回資料2-2・15頁の対応を行った上で、効果を見るべきである。

本人確認義務を課すことは、いわゆる eKYC（オンラインで完結する本人確認方法）を試みたユーザーが手続を完了できる率が決して高くはないこと、とりわけ現状ではマイナンバーカードと公的個人認証サービスを用いた方法でその率が低いこと¹を踏まえれば、キャッシュレスの推進やイノベーションの進展を阻害する。

なお、犯罪収益移転防止法上の対応をとるとしても、リスクベースアプローチの観点から、未使用残高に着目した本人確認の基準ではなく、高額な価値移転、すなわち残高譲渡型の場合は残高の高額譲渡時または高額譲受時のタイミングで本人確認義務を課すほうが合理的である。また、番号通知型についても、通常の高額商品の決済に用いられるような金額を閾値として設定することは、決済手段の機能を損なうため、避けるべきである。

付言すれば、前払式支払手段を利用した物品購入による価値移転より、現金を利用して物品を購入する方が、犯罪収益の移転を行う手法としては合理的とも考えられ、残高上限を設定することの効果については疑問がある。

以上

¹ 利用者がマイナンバーカードの電子証明書パスワードを忘れていたり、スマホの NFC 機能を用いた読み取りが必ずしも便利ではないことなどに起因すると思われる。